

## 令和4年度第5回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和4年10月24日(月)10:25~11:00

### 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

#### 労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員

#### 使用者代表委員

小野委員、菅委員、小池委員、八塚委員

#### 事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、  
河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会報告
- 3 その他
- 4 閉 会

### 議事

#### 賃金室長

各委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の野村委員、使用者代表の土井委員が欠席されておりますが、13名の委員の皆様が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただいまから、第5回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴人はおられません。

それでは、議事に入る前に、事務局より資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

封筒に入っております資料の目次を御覧ください。目次に沿って、資料項目を御説明いたします。

項番1は、5業種の「専門部会報告資料」となっております。審議内容につきましては、各部長から報告を行っていただくことになっております。

続きまして項番2は、専門部会で答申いただきました全5業種の答申文の写しとなっております。

説明は以上でございます。

森本会長

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「各特定最低賃金専門部会報告」に入ります。最初に私から、第1回合同専門部会までの審議状況について説明しました後に、各部会の審議状況をそれぞれの部長から報告していただきます。

それでは、第1回合同専門部会までの審議状況について説明いたします。

本年6月30日に開催されました第1回本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議するための小委員会を設置いたしました。

そして、特定最低賃金の改正の申出書は、提出期日の令和4年7月1日までに、愛媛県の5業種すべての特定最低賃金について提出がありました。

7月25日に開催されました第1回小委員会では、小委員会の委員長及び委員長代理を選任、必要性審議につきましては非公開とし、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を開始いたしました。

そして8月19日に第2回小委員会、8月22日に第3回小委員会を開催し、労使各側の参考人から意見をいただき、必要性の有無について審議を行い、最終的には全会一致で5業種とも「改正決定の必要性有り」との結論に至りました。

8月25日に開催されました第4回本審では、愛媛労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、小委員会の結論を報告し、5業種とも「改正決定の必要性有り」と答申いたしました。そして、愛媛労働局長から5業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

その後、特定最低賃金の改正にかかる意見聴取と各専門部会委員の推薦公示手続を経

て、愛媛労働局長から各専門部会委員が任命されました。

そして、令和4年9月27日に第1回特定最低賃金合同専門部会が開催され、各専門部会の部会長と部会長代理を選出、専門部会の公開について審議を行い、具体的な金額審議については、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断し、金額審議については非公開とすることが決定されました。その後、専門部会ごとに第2回、第3回専門部会の日程調整を行い、合同専門部会を終了いたしました。

それでは、特定最低賃金専門部会報告に入ります。最初に「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」について、部会長を務めました私、森本から報告いたします。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会ですけれども、審議にあたった専門部会の委員は、資料1ページの報告書に書かれているとおりです。

専門部会は10月12日に第2回目、10月21日に第3回目を開催いたしました。

労側委員と使側委員からの意見の概要ですが、労側からは有効求人倍率の上昇、人材不足や物価上昇を踏まえて、愛媛県の経済、産業をリードする基幹産業にふさわしい引上げの必要性、若年労働者が賃金面や交代制などの労働条件により、退職する率が多くなっていることなどの主張がなされ、連合愛媛の地場の中小企業全体の賃上げ状況やその中のパルプ、紙産業の加重平均値等を考慮して金額提示がなされました。

使側からは、紙パルプ業界上場企業の営業利益の対前年度四半期増減率はマイナス25%で、急激な円安や原燃料価格の高騰に対応した価格転嫁も追いつかず、営業利益が激減していること、コロナ禍による2020年度と同様の損益が予想されること、紙の国内需要は直近20年間で4割減少しており、最低賃金額は大きく引き上げるべきではないことなどの主張がなされ、その上で金額提示がなされました。

その後、労側、使側から、全会一致に向けて再度の金額提示がなされましたが、労使の提示金額の溝が最終的に埋まらず、労使双方の意向で公益案を提出することになりました。

公益としては、パルプ、紙製造業の春闘の賃上げ状況を鑑み、各側の主張を踏まえた上で、労使の意向を確認しながら公益案を提示し、全会一致で採決となり、会長名で答申を行いました。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会での結論は、資料2ページにありますように、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 977円、引上げ額26円、引上げ率2.73%

6 効力発生日 令和4年12月25日指定

以上となります。

続きまして、「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会」について、武井部会長から報告をお願いします。

武井委員

武井です。よろしくお願いいたします。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会での審議状況を説明いたします。

専門部会の委員は、資料の3ページの報告書のとおりです。

専門部会は10月13日に開催いたしました。

労側からは、有効求人倍率の上昇や人材不足と物価上昇、受注増の製造分野もあり、人員不足が深刻で正社員の残業時間が増加していること、日本のものづくり産業を支える基幹産業としての発展のために一定の引上げが必要であるなどの主張がなされ、申出書の労働協約の最低額を上限として、金額提示がなされました。

使側からは、業況はコロナ禍以前に未だ戻らず、原材料費の高騰など経営状況は苦しいが、業界の人材不足の進行もあり、一定の引上げは必要との主張がなされ、申出書の労働協約額の制限に鑑みて、金額提示がなされました。

その結果、労使の提示金額は一致しましたので、全会一致での合意に至り、会長名で答申を行いました。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会での結論については、資料4ページに記載してあるとおりで、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 963円、引上げ額6円、引上げ率0.63%

6 効力発生日 令和4年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございます。

次に「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」について、宮谷部会長から報告をお願いします。

宮谷委員

電機専門部会の部会長の宮谷です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会での審議状況を説明いたします。

専門部会は10月6日と10月19日に開催いたしました。

労側からは、半導体や蓄電池等の需要から電機産業全体の雇用は増加しており、電機産業の継続的な発展を支える人材確保が必要であること、金属部門製造業は、はん用機械や造船より低位であるなどの主張がなされまして、今年の最低賃金労使協定で定める

最も低い金額まで特定最低賃金を引き上げることを目標とするなどとして、金額提示がなされました。

使側からは、四国や全国Dランク県の電機の特定最低賃金額と比較して愛媛は最も高く、全国加重平均908円を大きく上回っており、大幅な引上げは必要ないこと、中小企業は、原材料費の高騰と納期の長期化の影響を受けるとともに、販売価格への転嫁も難しい状況などの主張を踏まえた上で、他県の答申状況及び物価上昇を考慮して、金額提示がなされました。

全会一致に向けて労使各側が歩み寄るべく審議を重ねてまいりましたが、労使の提示金額の溝が埋まらず、労使双方の意向で公益案を提出することといたしました。

公益側としては、各側の主張を踏まえたうえで、引上げ率や影響率、近県の引上げ状況を考慮に加え、労使の意向を確認しながら公益案を提示し、採決の結果、全会一致となり、会長名で答申を行いました。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会での結論について、報告いたします。

資料5ページ、6ページを御覧ください。

5ページに記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、6ページにある別紙の通りの結論に達しましたので、御報告いたします。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 947円、引上げ額26円、引上げ率2.82%

6 効力発生日 令和4年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございます。

次に「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会」について、井上部会長から報告をお願いいたします。

井上部会長代理

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会での審議状況を説明いたします。

部会の各委員は、資料7ページの報告書に記載のとおりです。

専門部会は、10月11日と10月21日に開催いたしました。

労側からは、造船産業の発展のために優秀な人材の確保、未組織労働者を含めて事業の公正競争の確保と雇用の安定、労働者の生活の安定と労働力の質的向上、造船業界における高度な専門性や熟練度を必要とし過酷な労働環境にあることに報いるべきなどの主張がなされ、造船の民間主要企業の2022春闘賃上げ状況や、隣県の香川との差額解

消等を考慮して、金額提示がなされました。

使側からは、工事量は2020年末より4割程度増えたが、今までに経験したことのない鋼材の高騰化等により建造コストは2020年比4割増、価格を決めた数年後にコストが確定する受注方式により価格転嫁はできず、既受注船の採算悪化は避けられないこと、県内は中小企業が多く円安の恩恵はほとんど受けないなどの主張がなされ、そのうえで金額提示がなされました。

全会一致に向けて労使各側が歩み寄るべく審議を重ねましたが、労使の提示金額の溝が埋まらず、労使双方の意向で公益案を提示することといたしました。

公益側としては、春闘の賃上げ状況や、影響率、更に造船産業の発展、近県の引上げ状況等により、各側の意向を確認しながら公益案を提示し、全会一致で採決となり、会長名で答申を行いました。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会での結論について、報告いたします。

資料7ページを御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、8ページにある別紙のとおり結論に達しましたので御報告いたします。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 985円、引上げ額23円、引上げ率2.39%

6 効力発生日 令和4年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございます。

最後に「愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会」について、引き続き井上部会長から報告をお願いします。

井上会長代理

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会の各委員は、資料9ページの報告書に記載のとおりです。

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会での審議状況を説明いたします。

専門部会は10月6日と10月11日に開催いたしました。

労側からは、県内他業種との格差縮小や、正社員と短時間社員との格差是正、エッセンシャルワーカーとして対面販売等による身体的負担に加え、カスタマーハラスメントなど精神的負担を考慮した賃上げの必要性などの主張がなされ、民間主要企業春季賃上げ状況等をもとに、金額提示がなされました。

使側からは、県内百貨店の売上はコロナ禍以前に戻っていないこと、消費者物価指数

より企業物価指数の上昇率が3倍ほど高く価格転嫁で吸収しきれないこと、産業構造の変化により各種商品小売業を他産業より特段に高いレベルに設定する状況にないなどの主張を踏まえ、金額提示がなされました。

各種商品小売業の優位性の検討などの審議を重ね、労側は次年度への審議継続の意向を示し、使側提示額に合意したため、全会一致となり、会長名で答申を行いました。

結論について、報告します。

資料9ページ、10ページを御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、10ページにある別紙の通りの結論に達しましたので報告いたします。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 854円、引上げ額32円、引上げ率3.89%

6 効力発生日 令和4年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございました。各専門部会の報告について、何か御質問等ございませんか。

(質問等なし)

森本会長

それでは、局長から御挨拶があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

局長

愛媛労働局長の瀧原でございます。

審議会委員の皆様におかれましては、日頃より最低賃金行政の円滑な推進に、御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、会長及び各部長からの報告がありましたとおりでございますが、改正決定の必要性に関する審議を経て、愛媛県で決定されている5業種について、諮問をさせていただきました。

その後、各専門部会の金額審議におきまして、労使のイニシアティブはもとより、公益委員の皆様のお力添えにより、5業種全てにつきまして、全会一致で取りまとめたいただきました。

本審議会委員の皆様、そして、本日はおられない特定最低賃金専門部会委員の皆様には、大変お忙しい中、そして今年は、コロナ禍に加えて、円安、ウクライナ情勢など、様々な状況を考慮せざるを得ない、審議を行う上で非常に厳しい環境であったかと思っておりますが、慎重かつ真摯な御審議をいただきまして、結論をおまとめいただき、改めてお

礼を申し上げます。ありがとうございました。

事務局といたしましては、本日いただきましたこれらの答申を尊重いたしまして、12月25日の統一発効に向けて、法定の作業を進めてまいります。

そして、最低賃金の周知と履行確保が重要となりますので、周知と円滑な施行に取り組んでまいります。特に、特定最低賃金の周知につきましては、各業種団体の皆様との連携、協力が重要でございますので、我々としましては関係する業界団体と皆様の御協力をいただきますとともに、県、各自治体の皆様の御協力をいただきながら、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

愛媛地方最低賃金審議会でございますが、最後の本審は、来年3月に開催を予定しておりますが、実質的な審議は本日が最後となります。特定最低賃金の改定決定にかかる答申、並びに本年度の円滑な審議会の運営にあたりまして、各委員皆様の御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

森本会長

局長ありがとうございました。

それでは、議事項番3「その他」に入ります。最低賃金の制度上、異議申出の手続きがございますので、本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

すでに答申がなされました愛媛県の全5業種、「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」、「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、「愛媛県各種商品小売業最低賃金」の最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きについては、最低賃金法第11条第1項に基づき、各特定最低賃金の答申日に愛媛労働局の掲示板に公示してあります。

同条第2項に基づき、公示日の翌日から起算して15日を経過する日が申出の期限となりますが、答申の最終日は10月21日となりますので、異議申出の受理可能日は令和4年11月7日月曜日となります。

異議の申出があった場合は、同条第3項により、局長から審議会に意見を求めることとなりますが、その場合、12月25日発効とするためには、異議について御審議いただく審議会を、令和4年11月11日金曜日午前中までに開催し、公示文を厚生労働本省へ送付しなければなりません。

したがって、11月8日火曜日から11月11日金曜日の午前中までに第6回本審を



開催する必要があるのですが、会場を御用意できるのは、11月9日水曜日、11月10日木曜日の2日間となっております。

異議の申出がなければこの本審は開催されませんし、これまで特定最低賃金にしましては異議の申出がされたことは一度もございませんが、念のために、第6回本審の開催日程についての調整をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本会長

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、11月7日月曜日までに異議の申出があった場合は、労働局長から審議会に意見を求めることになっております。

そうしますと、11月9日水曜日か11月10日木曜日に第6回本審を開催し、御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めて委員の皆様の御都合をお伺いして開催日程を決定したいと思います。

(日程調整)

森本会長

それでは、第6回本審の開催日程は、令和4年11月10日木曜日午後3時30分からでよろしいでしょうか。

事務局で、第6回本審の開催日程を確認してください。

賃金室長

はい。それでは、次回第6回本審は、令和4年11月10日木曜日午後3時30分からの開催予定とさせていただきます。

先ほども御案内しましたが、次回本審は、異議の申出がされた場合のみの開催となります。予め文書での御案内は致しますが、開催の有無については、直前になりませんと確定しませんので、大変御迷惑をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

実際には、異議申出の最終期限は11月7日月曜日の午後12時までとなります。当日午後5時の時点で、一度メールにて状況を御連絡させていただくことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本会長

あらかじめ用意した議事は以上で全てですけれど、ほかに何かございませんか。

(発言等なし)

森本会長

それでは、異議審がなければ、次回開催は年度末になります。

年が明ければ、事務局に日程調整からお願いすることとしますので、各委員の皆様は日程調整に御協力をお願いいたします。

ほかにはないようでしたら、以上をもちまして第5回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

皆様お疲れ様でした。